

# 平成29年11月市会代表質問要旨

国本 友利 議員（公明）

左京区選出の国本友利です。青野仁志議員に続き公明党京都市会議員団を代表し、市政一般について、3点にわたり質問をいたします。市長並びに関係理事者におかれましては、明快な御答弁をいただきますようお願いいたします。

## （大規模災害時における受援体制について）

はじめに、大規模災害時における受援体制についてお伺いいたします。

大規模な災害に見舞われた時、全国の自治体や企業、民間ボランティアなどが多種多様な支援に乗り出す体制ができています。しかし、被災地の受け入れ体制が不十分であれば、せっかくの善意もいかすことはできません。そこで問われるのが応援・支援を受け入れる力、すなわち受援力であります。

現在では、複数の自治体による広域災害連携が進み、多くの自治体が相互応援協定を締結しています。あわせて、被災地の要請を待たずして物資を届けるプッシュ型支援なども導入され、非常時の応援に行く体制は整いつつあります。だからこそ、被災自治体においては受援力の高さが問われます。

そこで、大規模災害時の各自治体等からの応援を効果的、効率的に被災者への支援につなげていくために、受援力を高めていくことが重要であり、カギとなるのが「受援計画」であります。

国は2012年に防災基本計画を修正し、受援計画の策定を自治体に求めているところですが、総務省勧告では2014年時点で受援計画を策定された自治体は約11%に留まっている状況です。

阪神・淡路大震災を経験した神戸市は2013年に受援計画を定め、緊急時は応援受け入れ本部を設置し、他の自治体などからの支援に関する窓口を一元化する体制を作られています。また、避難所運営や医療ボランティアの受け入れなど130の業務で受援シートを用意し、指揮命令系統や執務スペースを細かくチェックできるようにされています。

このような中、あらためて、受援計画の重要さが明らかとなったのが、昨年4月に発生した熊本地震でありました。

熊本地震の対応においては、被災地以外の地方自治体や防災関係機関をはじめ企業、ボランティア団体等により、様々な種類の応援が行われました。

熊本県及び県内の被災市町村に対する都道府県からの短期職員派遣状況を見ても、平成 28 年 10 月 31 日時点では延べ 46,827 人。また、各都道府県調整による民間団体等からの短期派遣は 14,405 人に及び、災害対応に果たした役割は大きい所であります。

一方で、広域的な応援・支援に具体的な運用方法・役割分担が未だ確立していないこと、応援の受け入れにあたり県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災自治体における受援体制が十分に整備されていなかつたことから、多くの混乱が見られました。

また、各地から配達してきた支援物資の仕分けや配達が混乱し、支援物資の被災者への配分に時間を要した上、食料が届かなかった避難所もあり、その一方で賞味期限切れのおにぎりが大量に廃棄されたという事例もありました。

中央防災会議が平成 28 年 12 月に取りまとめた「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」では、今後の広域災害の対応における「受援を想定した体制整備」について、検討を進めるべきこととして提言されました。これを受け、国においては、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置。5 回にわたり検討会が実施され、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定され、地方自治体の災害時受援体制の構築を要請しています。

このガイドラインの中では、各自治体における、受援体制の整備とともに、受援計画の策定も求められています。受援計画を平時に策定し、人的配置と物資の管理・供給体制などを時系列的に「見える化」することによって、災害時における混乱を防ぎ、他の自治体や民間団体からの支援を効率的、効果的に被災者へ届けることができる考えます。

- 1 京都市においても花折断層等を起因とする大規模直下型地震が想定され、大きな被害が出ると見込まれています。それを踏まえ、行政においては地域防災計画の策定や第 2 次総点検、各地域においては自主防災会を中心として防災訓練をされるなど、様々な取り組みが進められている中で、大規模災害時の受援計画の策定を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。<市長答弁>

#### (文化芸術による社会包摂の取組について)

次に、文化芸術による社会包摂の取組について質問をいたします。

社会包摂とは、社会的に弱い立場にある人々も含め、市民ひとりひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことであります。

私は平成 28 年度の調査研究として、文化芸術を通じた社会的弱者支援に関

する調査研究を行い、本年4月に提言書を門川市長に提出させていただきました。

文化庁移転が正式決定し、文化首都である京都において、従来の文化芸術の振興だけでなく、文化芸術が価値を生み、それが社会的弱者に対して、癒しや生きる力の源泉となればとの思いから、取り組んだものであります。

熊本地震において、被災者に元気を贈りたいと、地元の吹奏楽グループが避難所で演奏会を開催し、大変好評であったという事が新聞記事で伝えられました。まさに文化芸術が被災者の心を癒した例と言えます。こうした文化芸術を通じた、被災地復興の取組み事例は阪神淡路大震災や東日本大震災でも多く見られ、被災者はもとより、全国民の心を動かし、社会的にも認知されています。

また、文化芸術を通じた取り組みは、復興支援だけではなく、医療現場や障害者施設、高齢者施設などでも行われています。

大阪市立大学医学部附属病院では平成12年から小児科病棟を中心に療養環境改善事業の一環として「アートプロジェクト」を実施しています。「アートプロジェクト」では、患者とプロの芸術家、アートNPO、アートマネージャー等が行う共同政策を医療従事者、病院職員、ボランティアスタッフが支援する仕組みを取り入れています。特に病院内で、病気と闘いながら、成長発達を続ける子どもたちにとって、アートを通じて、「生きる力」を引き出す取り組みは非常に大切であると思います。

また、高齢者施設等の介護現場においても、文化芸術を通じて、高齢者に対するケアをはじめ、音楽や演劇を活用した、認知症対策の取り組みも始められています。

このような、病院や福祉施設等における、文化芸術を通した取組みについては、それを、マネジメントする人材が求められていると思います。

このような中、大阪市立大学では「社会包摂型アートマネジメント・プロフェッショナル育成事業」を平成26年から3年連続で文化庁の事業として採択され、取り組まれてきました。この事業は被災地や貧困地域、病院や障害者施設といった、問題を抱えたり社会から遠ざけられたりしている地域や施設において、文化芸術を通してその解決や回復を図り、それらをマネジメントする人材育成を目指すものです。このように文化芸術による社会包摂を実現していくために、文化芸術をマネジメントできる人材の育成も始まっています。

平成27年5月22日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針・文化芸術資源で未来をつくる・(第4次基本方針)」の基本的視点として、公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性が掲げられています。その

中で「文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。」と位置付けられています。また、平成29年7月25日に文化庁移転協議会から発表された「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」では「新・文化庁においては、文化芸術によって公共的・社会的又は経済的な様々な価値を創出する」ことが示され、今後、文化芸術が果たす役割は一層、幅広いものになることは間違いません。

2 京都市においては、文化庁移転に伴う文化行政の総合的な機能拡充への取組として、平成29年度当初予算で「文化芸術で人が輝く社会づくりのモデル事業」として社会的困難を抱えた方も含めた様々な人々に対して、文化芸術の力を活用して社会参加につなげる取組みを開始されています。

これらの取組みは、費用対効果としてすぐに、見えるものではありませんが、地道に取り組むべき課題であると思います。

文化芸術の力を通し、社会的困難を抱えた方に寄り添う流れができつつある中、文化庁移転が正式決定し、文化首都京都を掲げる本市において、今年度、実施されているモデル事業の成果を踏まえて、文化芸術による社会包摂の取組を、さらに積極的に進めるべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。<市長答弁>

#### (プログラミング教育におけるアクティブラーニングについて)

最後に小中学校におけるプログラミング教育についてお伺いいたします。

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したI O Tの活用分野の拡大や自動車の自動運転をも可能とするA I、人工知能の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えています。

今年3月に示された新しい学習指導要領では、こうした時代を生きていく子どもたちに、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題解決能力などの資質や能力を育成することが重視されております。その一環として、プログラミング教育の充実が掲げられており、小学校では必修化、中学校・高等学校では内容が拡充されることとなっています。

我が国におけるプログラミング教育は、小学校段階でプログラム言語や技術を覚えることを目的とするものではなく、一般生活の中でも、また子どもたちが将来どのような職業に就くとしても、求められる力である、プログラミングの働きやその良さに気づくこと、またうまく活用してより良い社会を築いていくとする態度の育成、そしてコンピュータ等に意図した処理を行わせるための必要な力、つまり物事の筋道を考えて、計画的に実行できる「論理的思考」の育成を図っていくものであります。

全国では千葉県柏市が「プログラミング教育は情報リテラシー、情報を読み解く能力の一つ」と位置づけ今年度から、全市立小学校42校の4年生を対象に総合的な学習の時間をあてて授業を先行実施しています。

京都市においては、市立小学校2校の土曜学習でプログラミング教室を試行実施したほか、5箇年計画でノート型パソコンからタブレット型パソコンへ更新し、また無線LANの整備を進める中で、小中学校の教員の研究会でも研究が始まっています。

今後、平成32年からの小学校での必修化に向けて、ハード・ソフト両面での充実が求められるところであり、京都市会でも9月市会において、教員の指導力向上に向けた支援やICT環境の整備充実に向けた財政措置などについて、国へ意見書を提出したところあります。

また、私は本年9月に海外行政調査団の一員として、エストニア共和国、タリン市の小学校でプログラミング教育について視察をさせていただきました。その際には小学校の低学年の児童がコンピュータを使用し、あらかじめ用意されたプログラミングを組み合わせておもちゃの自動車が障害物を避けてスムーズに走行させる授業が行われていました。

子どもたちは、与えられた課題を楽しそうに試行錯誤を繰り返し、互いの工夫を話し合い、少しずつ結果が良くなっていく様子が非常に印象的でした。

単なるプログラミング教育だけでなく、子どもたちが主体的に、協同・対話的に学習するアクティブラーニングの要素も取り入れられていると思いました。

このような学習方法は学びへの意欲を高め、知識の定着を高めるとともに、学びの姿勢そのものの育成につながるものであり、非常に重要な視点であると感じた次第であります。

文部科学省によるとプログラミング教育は必修化といっても新しい教科はつくらず、総合的な学習の時間や算数・理科などの教科で行う事としており、実施においては自治体や学校現場の工夫に委ねられる部分が大きいと感じています。

3 私は本市において、プログラミング教育を実施するにあたり、児童生徒の学習意欲を高めるための工夫、特に協同・対話的に進めるアクティブラーニングを取り入れた学習内容とすることが有効と考えますがいかがでしょうか。教育長のご所見をお伺いいたします。<教育長答弁>

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。